

日本プラスチック工業連盟 会費規約

(目 的)

第1条 本連盟の運営を円滑に遂行するため、会員は、本連盟定款第6条、第8条及び第36条第2項に従い、入会金及び会費を納入するものとし、その細則についてここに定める。

(入会金)

第2条 常任理事会の承認を得て入会する場合、総会にて議決された入会金を納入する。

(会 費)

第3条 総会において議決された会費基準により、会員は会費を納入しなければならない。

(会費の支払)

第4条 会員は、原則として半期毎に年会費の2分の1を納入する。

- 2 前半期の会費は6月末までに、後半期の会費は11月末までに納入することを原則とする。

(途中入会)

第5条 前半期に入会した会員は当該年度の年会費の前半期分(年会費の2分の1)から、後半期に入会した会員は当該年度の年会費の後半期分(年会費の2分の1)から会費を納入する。

- 2 前条の規定にかかわらず、最初の半期分の会費及び入会金の納入は、入会后一ヶ月以内に行うものとする。
- 3 入会申し込み書受付の日付をもって入会日とする。

(退 会)

第6条 本連盟を退会する場合、定款第11条により、未納の会費は徴収し、既納の会費は返還しない。

(改定、廃止)

第7条 本規約の改定及び廃止は、常任理事会においてこれを定める。

付 則

- 1 この規約は、平成10年12月9日より施行する。

改正 平成21年 5月19日